平成３０年（フ）第１８８号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―1318号
債務者　宮城　　正
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９０号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番１―402号
債務者　永井田恵美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
茨城県ひたちなか市大字足崎1494番地21　和泉ハイツ201号
債務者　竹内　敬一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
茨城県水戸市元吉田町2234番地　セントラルシティⅡ201号
債務者　後藤　　智
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
茨城県那珂郡東海村村松北１丁目10番６号
債務者　小泉　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５０号
茨城県桜川市富士見台２丁目83番地　フジビューＡ101
債務者　田中美津江
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５６号
茨城県水戸市城南２丁目６番10―410号　サンハイツ城南
債務者　小島　照夫
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５８号
茨城県笠間市笠間1593番地１
債務者　關　　孝子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７０号
茨城県小美玉市飯前247番地　上吉影住宅８号
債務者　桁山正一郎
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８０号
茨城県水戸市東赤塚２―６　萩原住宅Ｂ号、住民票上の住所茨城県水戸市見和２丁目487番地の５
債務者　髙柳　幸司
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目12番地６　ボヌールリベルテＡ202号室
債務者　芹田　淳一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
茨城県古河市原町10番31号　ファミールハイツ203号、前住所茨城県古河市鴻巣693番地１三桜工業独身寮103号
債務者　三田　秀人
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７６号
京都市右京区梅津中村町35番地の９
債務者　**𠮷**田　正代
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
京都市山科区小野西浦38番地100、住民票上の住所京都市山科区小野西浦38番地105
債務者　横尾　政智
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
兵庫県赤穂市塩屋2402番地10
債務者　山之口キミエ
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市西中島280番地15　プルミエメゾン203、従前の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄６番地57
債務者　佐伯　保雄
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部